

わくわく!! 情報広場



休日・夜間納税相談

▼休日納税相談

とき 4月26日(日)午前8時30分～午後5時

ところ 納税課、保険年金課

▼夜間納税相談

とき 4月10日(金)午後5時15分～9時

ところ 納税課

最終日曜日(26日)に

市役所の一部を開庁

各種証明書の交付や納税相談を行うため、毎月最終日曜日午前8時30分～午後5時、市役所の一部を開庁します。

開庁窓口 市民課、保険年金課、税務課、納税課

※詳しくは、各担当課まで。

上下水道料金納入に

夜間窓口開庁

夜間(午後8時まで)に上下水道料金を納入できるよう第2浄水場(大字平野)を開庁しています。4月は22日(水)、23日(木)

です。ご利用ください。

問合せ 水道管理課 ☎(48)000

50・FAX(48)0120



国保税の軽減と簡易申告について

法令で定める一定の所得以下の世帯には、国民健康保険税(国保税)の軽減制度があります。

軽減制度は、世帯主(国保に加入していない世帯主も含む)と国保加入者全員の所得状況によって判定しますので、16歳(4月1日現在)以上の国保加入者全員の申告が必要となります。

世帯主などが確定申告や住民税申告をしていても、16歳以上の加入者に未申告の人(扶養控除になっっている人も含む)がいると、軽減措置が適用できませんので、つぎの申告期間内に国保税用の申告(簡易申告)を行ってください。簡易申告が必要な人には、あらかじめ簡易申告書を送付します。

申告期間 4月15日(水)～5月15日(金)

ところ 市役所保険年金課

問合せ 保険年金課 内線146

市民農園利用者募集

土にふれあい、野菜や花などを栽培する喜びを味わってみませんか。

貸付期間 5月1日(金)～平成22年3月31日(水)

ところ 大字幸手2814-11

募集区画 3区画(1区画30㎡)

使用料 1区画年間7000円

※年度の途中での契約の場合は、月割計算した金額となります。

申込み 4月23日(木)午後5時

までに、産業振興課窓口へ

※1人1区画のみ。申込み多数の場合は、抽選となります。

図書館の開館時間変更のお知らせ

図書館の開館時間

4月から開館時間に変更になりました。(休館日については、昨年度と同様です。)

開館時間 午前9時～午後5時(火)

曜・木曜日は午前9時～午後7時
※5月5日・11月3日は午前9時～午後5時

休館日 ①月曜日 ②国民の祝日に関する法律に規定する休日(ただし、5月5日・11月3日および休日が日曜日にあたるときは開館) ③5月6日・11月4日(ただし、日曜日にあたるときは、除く。その場合月曜日を除く直後の平日)

※そのほか、休日にあたる月曜日の翌日などは休館です。

問合せ 図書館 ☎(42)0169・FAX(44)0536

問合せ 図書館 ☎(42)0169・FAX(44)0536

図書館休館のお知らせ

図書館では、4月14日(火)から18日(土)まで、春の特別整理期間のため休館となります。期間中の貸出しはできませんのでご了承ください。

問合せ 図書館 ☎(42)0169・FAX(44)0536

上下水道料金の徴収委託

市では、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間、上下水道の検針および料金の徴収事務を、㈱日本ウォーターテックスに委託しています。

問合せ 水道管理課 ☎(48)000

50・FAX(48)0120または下水道課 ☎(47)3340・FAX(48)0120

くらしの110番

—地デジを見るためには何が必要?—

▼事例

家に来た業者から「このままだと、アナログ放送が終了しテレビが見られなくなる。近所でも工事をしてい。今なら工事代金を安くできる。」と言われた。まだ大丈夫と断っていたが、その後も業者は何度か来ており、話を聞くたびに早めに工事をしたほうがよいのではと不安に思うようになった。契約して大丈夫か。

◆アドバイス

平成23年のアナログ放送終了まで、まだ時間があります。テレビが見られなくなるという話に惑わされ、よくわからないまま契約してしまうことのないよう、十分な検討が必要です。現在のテレビをどのようなアンテナを使って見ているかによって対応方法が異なります。

▼屋根や屋上に個別のUHFアンテナを設置している場合
アンテナの種類や受信方向によっては、アンテナの調整、増設、交換などが必要になることがあります。

市役所の代表電話は☎43-1111です

(開庁時間は午前8時30分～午後5時15分です)

水道管理課からのお願い

水道が供給されている建物の解体や敷地の整地に伴い、水道メーターが支障となる場合には、事前に水道管理課にご連絡ください。設置されている水道メーターを破損したり紛失した場合は、補償していただくことになりますので、ご注意ください。

問合せ 水道管理課☎(48)0050・☎(48)0120

就学援助の申請

小・中学生の子どもがいる家庭で学用品や給食費などの支払いが困難な家庭に対し、費用の一部を援助する制度があります。申請書は、各学校でお受け取りください。

(19)

■2月の救急と火災/救急車出動件数153件(急病102件、交通事故10件、その他41件)
火災発生状況2件 火災と救急は119番(火災発生時の問い合わせは、☎(43)6966(西分署))

対象 ①生活保護が停止または廃止された家庭 ②市民税が非課税または減免された家庭 ③児童扶養手当の支給を受けている家庭 ④特別な事情(災害など)やその他の理由により、学用品費・給食費などの支払いが経済的に困難な家庭

申請期間 4月30日(木)まで

申請方法 申請書(各学校で配布)に必要事項を記入し、押印の上、学校教育課または各学校へ

※小学校、中学校にそれぞれお子さんが在学している場合は、一枚ずつ申請書が必要です。

※期限後の申請の場合は月割り支給となります。また、一部援助できないものもありますので、期限内に申請してください。

※この申請は毎年度行つてください。また、この認定の審査には市民税の申告内容を参考にします。また、税の申告をしていない人は、必ず申告してください。

問合せ 学校教育課 内線634・☎(43)3188

児童扶養・特別児童扶養手当の支給

▼児童扶養手当

父親のいない家庭や父親が一定の障がいの状態にある家庭の18歳未満の子(18歳に達した日から最初に迎える3月31日までの期間を含む)、または20歳未満の障がいのある子を養育している母親または養育者に支給します。

▼特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障がいがある20歳未満の子を養育している父母または養育者に支給します。※公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けることができる場合や児童が児童福祉施設など(通園施設を除く)に入所している場合は支給されません。

問合せ 子育て支援課☎(42)8454・☎(42)2130

えせ同和行為を排除しましょう

▼えせ同和行為とは

個人、企業、行政機関などに対して、同和問題の解決に努力しているように装い「高額な図書の購入強要」や「寄付金・賛助金の強要」などの不法、不当な行為や要求をすることをいいます。

えせ同和行為の横行は、その不当な行為により、企業や行政機関のみならず、国民の間に、同和問題に対する誤った意識を植えつけ、新たな差別意識を生む大きな要因となっています。これは、同和問題解決のために多くの人々が積み重ねてきた教育と啓発活動の効果を一挙に覆す許されない行為です。

▼同和問題とは
同和問題とは、日本の歴史の中で生み出された差別がいまだに残り、「同和地区に住んでいる」とあるいは「同和地区に生まれた」という理由で、結婚、就職などの面で差別を受け、憲法が保障する基本的人権が侵害されるという、日本固有の重大な人権問題です。

▼えせ同和行為は断固拒否しましょう
えせ同和行為者が、激しい言葉で要求してきても、不当な要求は断固として拒否をし、終始毅然とした態度で対応し、決して妥協はしないことが大切です。

その場しのぎの安易な妥協は相手に期待を抱かせることになり、同和問題の解決を遅らせることになります。

本市を含む県東部で構成する埼玉15市町では、さまざまな人権問題の解決に向け連携して人権教育・啓発活動を実施しています。その一環として、年度初めの4月を「埼玉えせ同和行為対策強化月間」と定め、同和問題の解決の妨げとなっている「えせ同和行為の排除」を呼びかけています。

問合せ 人権推進課 内線162・☎(44)0257

赤ちゃん用品券配布

社会福祉協議会では、子どもの生まれた世帯に、赤ちゃん用品券を配布します。

対象 市内在住で、平成20年12月1日～平成21年3月31日出産した社会福祉協議会会員世帯

申請期間 4月1日(水)～30日(木)午前8時30分～午後5時15分

※土曜・日曜・祝日は除く。
金額 赤ちゃん一人につき用品券2000円分

申込み 母子健康手帳、印鑑を持参のうえ、社会福祉協議会へ

問合せ 社会福祉協議会☎(43)3277・☎(40)1460

▼電波障害対策用共同アンテナを利用している場合
加入している施設などの保守・管理業者がどのような対応をするのかよく確認してください。個別のアンテナを設置して直接受信できることもあります。

▼ケーブルテレビを利用している場合
会社の多くは地上デジタルテレビ放送の配信を行っていますので、アンテナは不要ですが、配信方式により必要な機器などが異なりますので、加入会社に確認してください。

地上デジタルテレビ放送は、「地デジ対応の機器でなければ受信できません」。現在使用中のアナログテレビを使いたい場合は、デジタルチューナーまたはチューナー内蔵録画機器を接続する方法があります。

※不安に思うことや消費生活のご相談は、消費生活相談☎(43)1111内線192(毎週月曜・木曜日および第1・3水曜日午前10時～午後3時30分)または消費生活支援センター春日部☎048(734)0999・☎048(739)1152へ。